

旭区すこやか大阪推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪市における健康増進計画「すこやか大阪 21」(以下「計画」という。)の旭区での推進を目的として、「旭区すこやか大阪推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の推進にあたって必要と認める地域住民の健康増進及び公衆衛生に関すること。

(組織)

第3条 委員会は別表に定める区内各種団体から推薦を受けた委員をもって組織する。

- 2 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員長は大阪市旭区医師会会長とし、副委員長は旭区歯科医師会会長及び旭区薬剤師会長とする。
- 3 委員長は委員会の事務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、または委員長の依頼により委員長の任務を代行することができる。
- 5 委員長が必要と認める場合は、別表に新たな団体を加えることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は旭区役所保健子育て課に置く。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は令和7年7月1日から施行する。

別表

- ・（一般社団法人）大阪市旭区医師会
- ・（一般社団法人）旭区歯科医師会
- ・（一般社団法人）大阪府薬剤師会 旭区薬剤師会
- ・旭区地域振興会
- ・旭区食生活改善推進員協議会（しょうぶの会）
- ・旭区健康づくり推進協議会(わかばの会)
- ・NPO 法人 あゆみ倶楽部
- ・あさひ看 CAN ネット
- ・旭区理学療法士会
- ・大阪府助産師会 旭区班
- ・旭消防署